R8	イベント等での啓発	情報提供等の充実	・動画の作成、配信 ・音声コードや点字等による情報発信	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施
R9	イベント等での啓発	情報提供等の充実	・動画の作成、配信 ・音声コードや点字等による情報発信	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施
R10	イベント等での啓発	情報提供等の充実	・動画の作成、配信 ・音声コードや点字等による情報発信	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施
R11	イベント等での啓発	情報提供等の充実	・動画の作成、配信 ・音声コードや点字等による情報発信	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施

【取組状況】

取組番号	1	2	3	4
R6				
R7				
R8				
R9				
R10				
R11				

【評価・改善】

■令和６年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（令和７年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和８年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和７年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（令和８年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和９年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和８年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（令和９年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和10年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和９年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（令和10年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和11年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和10年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○ 評 価（令和11年度施策推進審議会での意見）

評価区分 (※)	

○令和12年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和11年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○ 評 価（令和12年度施策推進審議会での意見）

評価区分 (※)	

○令和13年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料２－⑫

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン推進管理票

【推進項目】	【担当係】
12　安全確保に備えた地域づくりの推進	社会参加係

【目的】

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある人等の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

【推進施策】

① 住まい・まちづくりの推進
② 移動・交通のバリアフリーの促進
③ 防災・防犯対策の推進

【取組内容】

１　災害時等における障がい者等の支援策について、必要に応じて各種計画や手引き等における情報を更新し、市町村へ情報提供する。
２　社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定推進
３　市町村における福祉避難所の確保促進（総務課）

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値の設定なし							

【工程表】

取組番号	1	2	3
R6	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う
R7	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う
R8	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う
R9	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策	福祉避難所に係る調査を実施

		計画の集団指導等を活用した策定推進	し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う
R10	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う
R11	市町村への情報提供	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う

【取組状況】

取組番号	1	2	3
R6			
R7			
R8			
R9			
R10			
R11			

【評価・改善】

■令和６年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（令和７年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和８年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和７年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（令和８年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○令和９年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和８年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○ 評 価（令和９年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○令和10年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和９年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○ 評 価（令和10年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○令和11年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和10年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応
○ 評 価（令和11年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○令和12年度に向けた改善の方向性

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■令和11年度の実績を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（令和12年度施策推進審議会での意見）	
評価区分 (※)	
○令和13年度に向けた改善の方向性	

※評価区分について　A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン成果目標に対する進捗状況

項目	内容	R８目標値	R11目標値	R６年末実績	進捗率
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	地域生活移行者数	235人	796人	人	
	施設入所者の減少見込数	350人	817人	人	
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	入院後３か月時点退院率	68.9%		%	
	入院後６か月時点退院率	84.5%		%	
	入院後１年時点退院率	91.0%		%	
	精神病床から退院後の１年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	330.1日以上	330.1日以上	日以上	
	精神病床における６５歳以上及び６５歳未満の入院１年以上の長期入院患者数	６５歳以上 5,304人	６５歳以上	人	
		６５歳未満 2,514人	６５歳未満	人	
	保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所	圏域	か所	
		市町村 179か所	市町村	か所	
３　地域生活支援拠点の整備目標	地域生活支援拠点の整備	179か所	179か所	か所	
４　就労支援に関する目標	（１）福祉施設から一般就労への移行目標				
	年間一般就労者数	1,335人		人	
	（２）各事業の一般就労移行者数				
	就労移行支援事業	774人	1,014人	人	
	就労継続支援Ａ型事業	238人	307人	人	
	就労継続支援Ｂ型事業	341人	437人	人	
	（３）就労定着支援事業による職場定着率				
	就労定着支援事業の利用者数	1,111人	1,566人	人	
	職場定着率８割以上の事業所の割合	50%	50%	%	
	（４）障害者就業・生活支援センターの整備目標				
	障害者就業・生活支援センターの整備		14か所	か所	

項目	内容	R８目標値	R11目標値	R６年末実績	進捗率
４　就労支援に関する目標（前ページからの続き）	（５）福祉的就労に関する目標				
	平均工賃月額	21,209円	23,041円	円	
	工賃向上計画を策定する対象事業所の割合	100%	100%	%	
	障害者就労支援企業認証制度登録企業数	236社	262社	社	
	優先調達方針を策定する市町村数	179市町村	179市町村	市町村	
	（５）その他の就労関連の目標				
	障がい者に対する職業訓練の受講者数	76人	96人	人	
	福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	4135人	4135人	人	
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	264人	264人	人	
	公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	936人	987人	人	
５　障がい児支援の提供体制の整備目標	児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数	21か所	21か所	か所	
	保育所等訪問支援事業所数	21か所	21か所	か所	
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	21か所	21か所	か所	
	主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数	21か所	21か所	か所	
６　医療的ケア児等支援に関する目標	【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】				
	道	1か所	1か所	か所	
	圏域	21か所	21か所	か所	
	市町村	123か所	179か所	か所	
	【医療的ケア児等コーディネーターの配置】				
	市町村	125か所	179か所	か所	
７　難聴児に関する目標	中核的機能を有する体制の整備	１か所	１か所	か所	
８　相談支援体制の充実・強化等に関する目	基幹相談支援センターの設置	179市町村	179市町村	か所	

資料２－⑭

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン　必要なサービス量の状況

１　居住系サービスの必要見込量

【居住系サービスの必要見込量】

(1) サービス見込量　　（単位：人）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
自立生活援助	188	250		100.0%
(再掲)精神障がい者	124	159		100.0%
共同生活援助	17,109	19,067		100.0%
(再掲)日中サービス支援型	1,276	1,328		100.0%
(再掲)精神障がい者	5,307	5,989		100.0%
施設入所支援	8,241	8,130		100.0%
合　計	32,245	34,923	0	100.0%

(2) 整備見込量（参考）　　（単位：人）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
共同生活援助（施設の定員数）	17,578	19,435		100.0%
(再掲)日中サービス支援型	1,909	2,503		100.0%
合　計	19,487	21,938	0	100.0%

２　日中活動系サービスの必要見込量

【日中活動系サービス全体の利用者見込み】　　（単位：人）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
療養介護	1,014	1,027		100.0%
生活介護	17,992	18,303		100.0%
自立訓練（機能訓練）	58	67		100.0%
自立訓練（生活訓練）	464	486		100.0%
(再掲)精神障がい者	208	207		100.0%
宿泊型自立訓練	194	194		100.0%
就労選択支援	1,477	1,944		100.0%
就労移行支援	1,522	1,616		100.0%
就労継続支援（Ａ型）	5,250	5,582		100.0%
就労継続支援（Ｂ型）	28,640	32,319		100.0%
就労定着支援	713	950		100.0%
短期入所（福祉型）	2,339	2,586		100.0%
短期入所（医療型）	212	212		100.0%
合　計	60,083	65,493	0	100.0%

【サービスの種類ごとの利用量見込み】　（単位：人日分／月）

区分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
生活介護	353,687	357,516		100.0%
自立訓練（機能訓練）	624	710		100.0%
自立訓練（生活訓練）	7,223	7,632		100.0%
(再掲)精神障がい者	3,016	2,972		100.0%
宿泊型自立訓練	4,971	4,857		100.0%
就労選択支援	21,584	30,577		100.0%
就労移行支援	28,398	31,756		100.0%
就労継続支援　（Ａ型）	95,181	98,582		100.0%
就労継続支援　（Ｂ型）	533,523	624,319		100.0%
短期入所（福祉型）	20,472	25,560		100.0%
短期入所（医療型）	1,303	1,303		100.0%
合　計	1,069,982	1,185,784	0	100.0%

３　訪問系サービスの必要見込量

【訪問系サービスの利用者見込量】　（単位：人）

区分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
居宅介護	10,337	10,922		100.0%
重度訪問介護	1,110	1,186		100.0%
同行援護	933	968		100.0%
行動援護	1,265	1,543		100.0%
重度障害者等包括支援	12	12		100.0%
合　計	13,657	14,631	0	100.0%

【訪問系サービスの利用量見込み】　（単位：時間）

区分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
居宅介護	189,557	213,116		100.0%
重度訪問介護	185,049	207,312		100.0%
同行援護	13,972	14,158		100.0%
行動援護	20,225	24,632		100.0%
重度障害者等包括支援	4,144	4,144		100.0%
合　計	412,947	463,362	0	100.0%

資料２－⑭

４　障害児通所支援・障害児入所施設の必要見込量

【障害児通所支援の必要見込量】　（単位：人）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
児童発達支援（センター）	1,856	1,905		100%
児童発達支援（センター以外）	12,482	14,536		
医療型児童発達支援（センター）	95	110		100%
医療型児童発達支援（センター以外）	8	8		
放課後等デイサービス	22,962	23,835		100%
保育所等訪問支援	841	1,034		100%
居宅訪問型児童発達支援	23	24		100%
福祉型障害児入所施設	400	400		100%
医療型障害児入所施設（療養介護利用者を含む）	1,545	1,545		100%
合計	40,212	43,397	0	100%

【サービスの種類ごとの利用見込み】　（単位：人日分／月）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
児童発達支援（センター）	11,462	12,003		100.00%
児童発達支援（センター以外）	103,517	111,591		
医療型児童発達支援（センター）	915	1,092		100.00%
医療型児童発達支援（センター以外）	48	48		
放課後等デイサービス	234,181	234,525		100.0%
保育所等訪問支援	1,915	2,407		100.0%
居宅訪問型児童発達支援	95	96		100.0%

５　相談支援

【相談支援（サービス利用計画作成必要者数）の必要見込量】　（単位：人）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
計画相談支援	43,395	46,213		100.0%
地域移行支援	103	128		100.0%
（再掲）精神障がい者	75	90		100.0%
地域定着支援	340	391		100.0%
（再掲）精神障がい者	163	193		100.0%
障害児相談支援	14,429	15,673		100.0%

６　発達障害者支援センターによる支援

【発達障害者支援センターの利用見込量】　（単位：件）

区　　分	見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	乖離率 R6/見込（Ｒ８）
関係機関や地域住民への研修、啓発件数	740	740		100.0%
相談件数	1,400	1,400		100.0%
関係機関への助言件数	290	290		100.0%
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者数	20	20		100.0%
ペアレントメンターの人数	27	27		100.0%
ピアサポート活動への参加人数	100	100		100.0%

資料２－⑮

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン　数値目標の達成状況

７　地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

【地域生活支援事業　（道事業）　の必要見込量】

区　分 ※〔 〕内は道の実施事業名		見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	達成率(Ｒ６/目標（Ｒ８）
①専門性の高い相談支援事業					
発達障害者支援センター 運営事業	か所	3	3		0.0%
〔発達障害者支援センター運営事業〕	利用者	2,000	2,000		0.0%
障害者就業・生活支援センター事業	か所	13	14		0.0%
〔障害者就業・生活支援センター事業〕	利用者	4,998	5,115		0.0%
高次脳機能障害支援普及事業	か所	30	30		0.0%
〔高次脳機能障害者支援事業〕	利用者	5,000	5,000		0.0%
障がい児等支援体制整備事業 〔道立施設専門支援事業〕	か所	51	51		0.0%
〔在宅障がい児者巡回療育相談事業〕	か所	63	63		0.0%
②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業					
手話通訳者・要約筆記者養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	50	50		0.0%
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	40	40		0.0%
失語症者向け意思疎通支援者養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	20	20		0.0%
③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	150	150		0.0%
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	55	55		0.0%
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	30	30		0.0%

区分 ※〔 〕内は道の実施事業名		見込（Ｒ８）	見込（R11）	実績（Ｒ６）	達成率(Ｒ６/目標（Ｒ８）
④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	実施	実施		0.0%
⑤広域的な支援事業					
相談支援体制整備事業 〔広域相談支援体制整備事業〕	か所	21	21		0.0%
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催回数	2	2		0.0%
⑥サービス・相談支援者、指導者育成事業					
サービス従事者の人材養成					
相談支援従事者（毎年度受講者数） 〔相談支援従事者研修事業〕	人	470	470		0.0%
サービス管理責任者（毎年度受講者数） 〔相談支援従事者研修事業〕	人	1,700	1,700		0.0%
障害支援区分認定関係者の育成					
認定調査員（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	320	360		0.0%
市町村審査会委員（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	70	80		0.0%
主治医（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	340	360		0.0%

参考１

北海道障がい者施策推進審議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、同条第１項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員）

第４条　委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者（障害者基本法第２条第１項に規定する障害者をいう。以下同じ。）並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

５　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。